



会 議：国際海事機関（IMO）第4回貨物運送小委員会（CCC 4）

開催場所：国際海事機関（IMO）、英国、ロンドン

会議期間：2017年9月11日～15日

参加国：国および地域：75、政府間機構：2、国際機関：32

海技研からの出席者：

太田 進：国際連携センター長

概要：貨物運送小委員会は、貨物の運送に係る各種安全基準について審議し、

- 液状化の恐れのあるポーキサイトに関する規則及びポーキサイトの運送許容水分値を決定するための試験法を、国際海上固体ばら積み貨物（IMSBC）コードに取り入れることに合意した。
- ガス又は低引火点燃料を使用する船舶の安全に関する国際規則（IGF コード）に係る、各種の修正案及び統一解釈案に合意した。

主な貢献

太田は、会議に先立って、ポーキサイトの性状の評価とシードケーキの個別スケジュールの見直しに係る通信グループ（CG）のコーディネータを務め、今次会合に報告を提出した。会議においては、IMSBC コードに関する作業部会（WG）の議長を務め、液状化のおそれのあるポーキサイトの個別スケジュール案など、各種のコード改正案をまとめた。



海上技術安全研究所からの出席者

主な審議結果

当所職員が担当した IMSBC コードに係る議題の主な審議結果は以下の通りである。他の事項及び審議結果の詳細については、他機関の報告を参照願いたい。なお、次回の貨物運送小委員会（CCC 5）は、2018年9月10日から14日まで、ロンドンの IMO 本部で開催される予定である。

1 編集・技術グループ（Editorial and Technical Group）第26回会合（E&T 26）の報告

小委員会は、2016年9月に開催された E&T 26 の報告を受けて、各種事項について審議した。E&T 26 の報告を受けて欧州化学工業連盟（CEFIC）は、非危険物に分類される硝酸アンモニウム肥料の個別スケジュールについて、より簡潔なものにすることを提案したが、非危険物に分類される硝酸アンモニウム肥料には多くの種類があり、硝酸アンモニウム肥料に起因する事故例もあることから、小委員会は、来年春に開催される E&T 29 において、さらに検討することに合意した。



2 シードケーキの個別スケジュール

IMSBC コードにおいて、シードケーキ（種子から油分を抽出した搾りかす）の個別スケジュールとして、危険物に分類されるものが3種類、非危険物に分類されるものが1種類ある。

CG の報告に基づき小委員会は、ばら積み時のみ化学的危険性を有する貨物として「シードケーキ及び油分の多い植物を処理した残渣」の個別スケジュールを追加することに合意し、関係する個別スケジュールの改正と併せて、WG に追加・改正案の作成を指示した。WG は、新規個別スケジュール案及びシードケーキの個別スケジュールの改正案を作成し、小委員会は、これらの案に基本的に合意した上で、E&T 29 で仕上げることに合意した。

3 ボーキサイトの個別スケジュール

現在の IMSBC コードでは、ボーキサイトは、液状化のおそれのない貨物とされている。2015 年 1 月にボーキサイトの性状（液状化）に起因すると考えられる事故が起きたことを受けて、小委員会は、同年 9 月の第 2 回会合（CCC 2）から、液状化のおそれのあるボーキサイトの個別スケジュールの策定を含む、安全対策について検討を開始した。CCC 2 は、当面の対策としてボーキサイトの液状化に係る注意喚起のためのサーキュラーを発出するとともに、太田をコーディネータとする CG を設置して検討を進めてきた。一方、ボーキサイトを輸出する業界は、各種のボーキサイトを対象とする国際共同研究を実施し、2016 年 9 月の第 3 回会合（CCC 3）には間に合わなかったものの、2017 年の春には概ね研究を終え、その結果を CG に報告するとともに、今次会合（CCC 4）にも報告書を提出した。CG は、国際共同研究の結果を受けて、液状化のおそれのあるボーキサイトの個別スケジュール案及びボーキサイトの運送許容水分値を決定するための試験法の案を用意し今次会合に提出した。

今次会合において小委員会は、CG の報告に基づく個別スケジュールや試験法の案の仕上げ、及び、CCC 2 で発出したサーキュラーに代わるサーキュラー案の作成を WG に指示し、WG はこれらの案を仕上げた。小委員会は、WG が作成した各種の案に合意するとともに、サーキュラーを発出することに合意した。このサーキュラーは、小委員会が液状化のおそれのあるボーキサイトの個別スケジュール案及び関係する試験法の案に合意したことを周知するもので、現行 IMSBC コード下において、液状化のおそれのあるボーキサイトを、コードに記載されていない貨物として、関係国の合意の下で運送する際の指針となるものである。